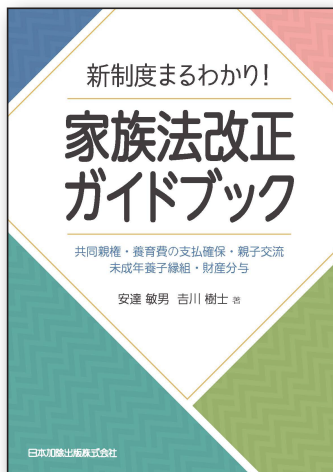


令和6年法律第33号による家族法制の改正について いち早く！コンパクトに！Q&Aで解説！



新制度まるわかり！ 家族法改正ガイドブック

共同親権 養育費の支払確保 親子交流
未成年養子縁組 財産分与

弁護士 安達敏男・吉川樹士 著

2024年10月刊 A5判 276頁 定価3,520円(本体3,200円) 978-4-8178-4979-3 商品番号:40945 略号:家ガイ

- 中間試案・要綱案・部会資料に沿い、衆議院及び参議院の各法務委員会での説明・議論を含む膨大な資料をもとに、コンパクトに解説。
- Q&A形式で具体的な事案を用いて解説。実務がどう変わるかがわかる。
- 丁寧に参照した条文と理解を促す図表で改正の内容がよくわかる。

第1 家族法制改正の概要

Q1: 家族法制の主な改正点

第2 親子関係に関する基本的な規律

Q2: 父母(親権者に限らない)の責務等の明確化

Q3: 親権の性質の明確化(改正民法818条)

第3 親権及び監護等に関する規律

Q4: 親権行使に関する規律の整備(改正民法824条の2)

Q5: 父母の離婚後等の親権者の定めの見直し(共同親権制度の導入)

Q6: 離婚後の子の監護に関する事項の定め等

第4 養育費等に関する規律の見直し

Q7: 養育費の請求権の実効性向上(先取特権の付与)

Q8: 法定養育費の新設(子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例)

Q9: 養育費等の請求の裁判手続における情報開示義務

Q10: 養育費等の請求についての民事執行手続における負担軽減特例(執行手続のワンストップ化)

第5 親子交流に関する規律の見直し

Q11: 審判による父母以外の親族と子どもとの交流に関する規律

Q12: 父母の婚姻(別居)中の親子交流等に関する規律の新設

Q13: 裁判手続における親子交流の試行的実施に関する規律の新設

第6 養子に関する規律の見直し

Q14: 養子縁組がされた場合の親権者の明確化、未成年養子縁組及びその離縁の代諾に関する規律

第7 財産分与に関する規律の見直し

Q15: 離婚後等の財産分与の期間制限及び財産分与における考慮要素の明確化等

第8 その他(条項の削除)

Q16: 夫婦間の契約の取消権(民法754条)及び裁判上の離婚の一部事由(民法770条1項4号)の削除

家族法制の主な改正点

- 親子関係に関する基本的な規律
①父母(親権者に限らない)の責務等の明確化
②親権の性質の明確化
- 親権及び監護等に関する規律
①親権行使に関する規律の整備
②父母の親権
③離婚後の
- 養育費等に関する規律の見直し
①養育費等
②法定養育費

改正民法819条による離婚後の共同親権か単独親権かの判断の流れ等

協議離婚 (父母の協議で親権者を定める)
①子の出生前に離婚した場合(3項)及び
②父が認知した場合(4項)において、
父母の協議で親権者を定める場合も同じ。

裁判離婚

協議成立 協議不調・不能

家庭裁判所が親権者を定める

一般先取特権に基づく債権差押命令申立書のイメージ例

債権差押命令申立書
(扶養義務等に係る定期金債権による差押え)

東京地方裁判所民事第21部 御中
令和〇年〇月〇日

債権者 乙 野花子 印
電話 03-1234-5678
FAX 03-2345-6789

当事者 別紙目録記載のとおり

担保権 別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

被担保債権 別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

請求債権 別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

差押債権 別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙担保権の一般先取特権の存在を証する文書に債務者がその支払をしないので、債務者、担保債権目録記載の債権の差押命令を求め、第三債務者に対し、陳述催告をする。

添付書類
1 (改正)民法306条3号に基づく債権者と債務者間の養育費支払合意書

議の不調等による
における親権者
正民法819条7項)
全
双方を親権者と定
(7項後段)
と認められるとき

**図表・書式を
盛り込んで
わかりやすく解説!**

